

入札説明書

令和7年度札共済共公告第8号に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年9月11日(木)

2 契約担当部局

〒003-0026札幌市白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ4階

札幌市職員共済組合健診事業課健診調整係 電話011-866-3781

メールアドレス kyosai.kensin@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達件名 婦人科用診療・処置台等

(2) 規格等 仕様書による。

(3) 履行期限 令和8年3月31日(火)まで

(4) 履行場所 札幌市職員共済組合健康管理センター健診所

(札幌市白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ3階)

(5) 入札書(別紙1)の記載方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4年度～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「卸小売業」の中分類「精密機械器具卸小売業」に登録されている者であること。

(3) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で定める高度管理医療機器等販売業の許可を受けている者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2に同じ。

- (2) 入札の日時及び場所

令和7年9月25日(木) 11時00分

札幌市職員共済組合健診事業課 会議室

(札幌市白石区本通16丁目南4番26号 リフレサッポロ4階)

- (3) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参または送付により提出すること。

なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年9月25日(木)11時00分開札「婦人科用診療・処置台等」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年9月24日(水)17時00分（必着）までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、上記アで作成した封書を外封筒に入れ、その外封に「令和7年9月25日(木)11時00分開札「婦人科用診療・処置台等」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに令和7年9月24日(水)17時00分（必着）までに送付しなければならない。なお、この場合にあっては、簡易書留やレターパックなど配達記録サービス付きのものにより送付すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又は電子メールにより提出すること。また、提出した場合は、提出した旨及び提出方法を上記2の契約担当部局へ必ず電話（011-866-3781）で連絡すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の公告の日から令和7年9月16日（火）までの9時00分から17時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年9月19日（金）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市職員共済組合ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達のとりやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、入札時までに委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札終了後直ちに上記5（2）の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当する場合は免除する。

この場合において、同規則同条中「市長」とあるのは「理事長」と、「本市」とあるのは「当組合」と読み替えるものとする。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又はその代理人に代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、上記4に掲げる入札参加を有することを証する書類を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(4) 入札者に要求される事項

- ア この一般競争入札に参加を希望するものは、以下に示す競争入札参加資格を有することを証明する書類を入札関係職員の求めに応じて提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【提出書類】

- ① 競争入札参加資格認定通知書（写し）又は競争入札参加資格確認書（札幌市契約管理課ホームページからダウンロード可）
- ② 高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可書（写し）

- イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は札幌市職員共済組合理事長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に札幌市職員共済組合理事長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において札幌市職員共済組合理事長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 札幌市職員共済組合理事長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 契約条項 別紙3のとおり

(8) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、当組合に対して入札参加資格が認められなかった

理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜、日曜及び祝日は除く）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ。

イ その他 提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。